

令和6年8月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和6年8月19日（月） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年8月19日（月） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員 増田恭子	2番議員 清水健一
3番議員 佐藤明孝	4番議員 平川勇
5番議員 川岸和花子	6番議員 岡戸章夫
7番議員 加藤久幸	8番議員 中根信一郎
9番議員 吉筋恵治	10番議員 中根幸男
11番議員 西田彰	12番議員 亀澤進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長 太田康雄	副町長 村松弘
教育長 野口和英	総務課長 平田章浩
防災監 小澤幸廣	政策企画課長 森下友幸
財政課長 鈴木俊久	福祉課長 小澤貴代美

産業課長 栗田俊助

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会書記 清水俊一 議会書記 森下幹子

10 会議に付した事件

議案第59号 令和6年度森町一般会計補正予算（第6号）

<議事の経過>

議長 (吉筋惠治君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年8月森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

本臨時会は、感染対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるこにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉筋惠治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるこにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第 127 条の規定によって、
1 番増田恭子君及び 2 番清水健一君を指名します。

日程第 2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉筋 恵治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3、議案第 59 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (吉筋 恵治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) ただいま上程されました議案第 59 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 6 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 55,600 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,506,786 千円とするものでございます。

今回の補正は、本年 5 月 16 日にお認めいただきました、令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 3 号）にて計上いたしました、物価高騰対応重点支援給付金（新たな非課税世帯等）、及び、（調整給付）につきまして、システムを改修し対象となる世帯等を抽出した結果、計上予算に不足が生じることとなつたことから、不足分の追加をお願いするものでございます。

また、現年発生林道補助災害復旧工事につきまして、繰越明許費を計上するものでございます。

6 ページ、第 2 表繰越明許費につきましては、令和 7 年度に繰

り越して実施する事業及び金額を計上するものでございます。

11款1項の現年発生林道補助災害復旧事業につきましては、林道明ヶ島線及び大尾大日山線に係る、現年発生林道補助災害復旧事業について、事業量が膨大であり、工期の確保のため、令和7年度に繰り越して事業を実施できるようにするものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款1項6目物価高騰対応重点支援給付金事業費55,600千円のうち説明欄0001物価高騰対応重点支援給付金(新たな非課税世帯等)事業費30,600千円につきましては、令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯、及び新たに住民税均等割のみ課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付するものに加え、18歳以下の子供がいる場合に子供一人当たり5万円を加算して給付するもので、給付対象はそれぞれ、住民税非課税世帯を207世帯、住民税均等割のみ課税世帯を106世帯、こども加算を56人分とし、不足分として住民税非課税世帯を194世帯、住民税均等割のみ課税世帯を99世帯、こども加算を26人分計上するものでございます。

次に、0002物価高騰対応重点支援給付金(調整給付)事業費25,000千円につきましては、所得税・住民税の定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる納税義務者について、上回ると見込まれる額を給付するもので、給付対象を扶養親族を含めた人数で6,103人とし、4,600人と見込んだ計上予算に対し不足する事業費を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目総務費国庫補助金55,600千円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、物価高騰対応重点支援給付金事業費へ充当するものでございます。

以上が、令和6年度森町一般会計補正予算(第6号)の内容でご

ざいます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長 (吉筋 恵治君) ここでしばらく休憩します。

(午前 9時39分 ~ 午前 9時55分 休憩)

議長 (吉筋 恵治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、清水健一君。

2番議員 (清水 健一君) 清水でございます。

先ほどの説明の 0001 のところの物価高騰対応重点支援給付金(新たな非課税世帯等)ということで、説明の中に住民税非課税世帯 194 世帯、住民税均等割のみ課税世帯 99 世帯、こども加算 26 人分が不足しましたという御説明をいただきました。

これは国のいろいろな政策というか、あれが変わってきて見直しを行ったのではないかなと思うのですけども、ちょっとその辺の背景だとか、増加してきたということについて、もう一度御説明をいただけませんか。

議長 (吉筋 恵治君) 福祉課長。

福祉課長 (小澤貴代美君) 福祉課長です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

清水議員の御質問は 0001 新たな非課税世帯等の給付金に不足が生じた背景等についてということでございました。

一部、調整給付金のところも該当する部分があろうかと思いますが、今回このように臨時で皆様に御審議をお願いすることになった経緯を私から少し御説明させていただきたいと思います。

今回の給付金事業、特に新たな非課税世帯等への給付金事業は、低所得世帯層への最後の給付事業となるであろうということから、できる限り早期の着手を目指して、3号補正のときは5月中旬に臨時議会を開いていただき、事業執行をしてまいりました。

この際、システム改修に限定した事務経費のみの予算計上ではなく、これまでの給付金事業同様、見込み数値を用いて、事業全

体の予算、事務費と事業費を合わせた予算を編成し、補正の計上をさせていただいてまいりました。

一方、この国庫事業の組立てにあたっては、事業費の 10 分の 10 が国庫の交付金となることから、国からも実は事前に概算交付金の額というものが示されてまいります。

その際、この計算根拠も提示されてくるわけですが、従来の給付金事業でもこの数値は最終実績に限りなく近い数値を示していました。

今回の給付金事業でも、国が示すこの交付金の算定根拠を活用して、給付対象件数、給付額を見込み数にて編成をさせていただいたところでした。

事前の補正予算をお認めていただいたおかげで、改修したシステムにてテスト稼働を 7 月に入って行いました。

新たな非課税世帯等へのテスト稼働は 7 月 26 日、そして調整給付は 8 月入ってすぐテスト稼働をさせました。

その中で今回のこの補正に係るような数値が出たところです。

国は交付額の概算を示す中で、交付申請額の算定にも活用できると思いますということで、この算定根拠の通知をしてきていますが、我々といったしましては、こういった低所得層への最後の給付事業になると思われることから、早期着手をしたいためにこれを活用することで予算編成をさせていただいてまいりました。

ここにきて不足額が確認できましたので、再度、補正の計上させていただきたいと存じます。

御審議をよろしくお願ひいたしたいと思います。以上です。

議 長

2 番 議員

(吉筋 恵治 君) 2 番、清水健一君。

(清水 健一 君) ありがとうございます。

そうすると国で当初の認めたとき、システム改修も含めてありましたけども、新たにそのテスト稼働をして風呂敷をかぶしたところ、これだけの不足分が新たに発見されたと解釈していいのか、エリアを広げたというか、枠を広げたという話ではない、ちょつ

	とどっちかをお願いします。
議長	(吉筋 惠治 君) 福祉課長。
福祉課長	(小澤貴代美 君) 福祉課長です。
	清水議員の再質問にお答えいたします。
	この不足額が生じた原因については、条件枠を新たに広げたためなのかどうかというところかと思いますが、こちらで給付に関する条件枠を広げたばかりではなく、国が示すこの事業要綱の中でシステム稼働させたところ、今回に限っては国の交付算定額の計算根拠に当てはめたところが、森町の場合、それが生じたというところで、それが判明したものですから不足額が見えてきたというところでございます。以上です。
議長	(吉筋 惠治 君) 2番、清水健一君。
2番議員	(清水 健一 君) そうすると、このシステムというのはすごく有効、本来助けてあげる人がまだ見えてなかつた部分が見えてきたということでよろしいでしょうか。了解しました。
議長	(吉筋 惠治 君) 他に質疑はありませんか。
	5番、川岸和花子君。
5番議員	(川岸和花子 君) 川岸です。
	今の清水議員の質問に追加でお願いいたします。
	国からの概算に合わせて予算を組んでいたということで、そのところは承知いたしました。
	この定額減税の調整給付に関しても 8月末頃から手紙を送付するようなお話をしたが、これどちらもスケジュール的なものを教えていただけたらと思います。
議長	(吉筋 惠治 君) 福祉課長。
福祉課長	(小澤貴代美 君) 福祉課長です。
	ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。
	スケジュール的なものはいかがかということだと思いますが、今回この不足額が分かったところでこの補正を待って事業を執行することにより、どのくらいスケジュールがずれるかということ

ろを確認させていただきました。

まず新たな非課税世帯等の給付につきましては3号補正のときに早ければ7月下旬もしくは8月上旬に発送ができればというところで、振り込みも8月の中ほどからできればというお話をさせていただいたかと思いますが、今回のこの補正を待って改めて発送させていただきますので、こちらについては8月下旬からの発送をさせていただきたいと思い、この補正を待つことによって、2週間程度ずれが生じているかなと思っておりますが、振込みについてもそのぐらいのずれが生じてくるかと存じます。

一方、調整給付ですが、3号補正のときにはシステムの開発時期もちょっと不明なところもあり、できれば8月上旬か8月中過ぎくらいには発送ができるといいなという話をしていましたかと思うのですけども、実際この補正を経て準備を整えて発送するのが、早ければ8月末には滑り出しができるかなと見込んでおりますので、いずれも1週間程度と考えております。以上です。

議長（吉筋惠治君）5番、川岸和花子君。

5番議員（川岸和花子君）了解いたしました。

別の件で、繰越明許費のことをお伺いいたします。

農林水産業施設災害復旧費ということで、現年発生林道補助災害復旧事業の繰越明許費ということですけれども、これは令和6年2月の豪雨で補正に上がりました大尾大日山線と明ヶ島線の両方で292,000千円だったと思うのですけれども、この175,200千円というのは、どういう部分が来年度に繰り越すのかということをお尋ねします。

バックホーをつってというすごく大きな工事だったと思いますけれども、8月に工事が入ったのか、そこで分かって繰越にされるのかお伺いいたします。

議長（吉筋惠治君）産業課長。

産業課長（栗田俊助君）産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回の繰越につきましては、森町一般会計補正予算（第4号）でお願いいたしました。

先ほどお話が出ました林道災害復旧費の現年発生林道補助災害復旧事業の林道大尾大日山線、林道明ヶ島線の工事の金額でございます、合わせまして 292,000 千円を補正予算（第4号）でお認めをいただきました。

県と協議をしながら進めておりまして、今設計の段階に入っております。

また、大尾大日山線につきましては、一部場所が国有林内ということで国有林との協議も進めながら今設計等を、また国有林と事務手続きを行っている状況でございます。

今年度発注をこれからしていくわけで、今申し上げました 292,000 千円のうち 40 パーセントが工事の前払い金になります。

1億 1,680 万円が本年度、前払い金として必要になってくるお金になります。

その残りの分の 175,200 千円を繰越明許費ということで今回計上をさせていただきました。以上でございます。

議長　（吉筋 恵治 君）5番、川岸和花子君。

5番議員　（川岸和花子 君）よく分かりました。

4割の 1億 1,680 万円が今年度分ということで、その工事自体はすごく大規模なことを想像しているのですが、来年度いつ頃完了しそうでしょうか。

議長　（吉筋 恵治 君）産業課長。

産業課長　（栗田 俊助 君）産業課長です。

川岸議員の再度の質問にお答えをさせていただきます。

今のところ大尾大日山線につきましては、土量が非常に多く出て、運搬費もかかってしまうと。

山の方の崩れた法面をまずは出しで、その後山の方の法面の災害の工事の法面の復旧作業ということになっております。

それで残土処理が約 7,578 立米程あるものですから、その立米数を運んでいくということになっております。

それが一番大きな工事になってくるかなと思っておりますので、工期といたしましては令和 8 年 3 月を目標に工事を終わらせていきたいと考えております。以上です。

議長 (吉筋 恵治君) 他に質疑はありませんか。

11 番、西田彰君。

11 番議員 (西田 彰君) 林道改修関係の繰越明許ということですけども、今建設業界の状況というのはどのような状況でしょうか。

なかなかこの災害の工事がスムーズに進んでないように思いますし、いつどういう災害が新たにまた起こるか、災害を受けているところがまた二次災害を受けて大きく被害になると、もうとても手がつけられないというような状況になってしまいますが、そういう中で建設業界、人手不足ということもあるだろうし、私ちょっと気になったのは、例えば災害現場見に行くと、正光さんはもう何か所も仕事を受けているわけで、それで下請けに出すのだろうけども、そういう中で本当にこの復旧が進むのかなという心配をちょっとしています。

その辺ちょっと分かる範囲でいいですので、状況は。

議長 (吉筋 恵治君) 産業課長。

産業課長 (栗田 俊助君) 産業課長です。

西田議員の御質問にかかる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

まず河川につきましては、大体 10 月中旬以降から工事が始まつてくるかなということで、全般的には考えております。

産業課の事業で今発注している工事ですけども、それぞれ順調に工事が進められている状況でございます。

また中には 2 か所連続して被災を受けているような箇所がございますので、そういう場合は道が一緒ですと奥に行けないものですから、手前の災害復旧工事を終わらせてから次の現場に移つ

ていくということで、今のところ分かっている範囲では、工程管理等をする中では順調に工事が進められているのではないかと考えております。以上です。

議長

11番議員

(吉筋恵治君) 11番、西田彰君。

(西田彰君) 了解です。

もう一点、先ほどの質問があるように物価高騰の関係で12月にも補正があつて、そういう支給というのはもう確実に届いていると、システムを改修してやつと分かったのが、7月の後半だったと、8月に入って支給させつつの手続きに入っていくということですが、意外と長くかかるように思いますけども、その辺のシステムの分析というのがそんなに難しいものなのかどうか、その辺ちょっと。

議長

福祉課長

(吉筋恵治君) 福祉課長。

(小澤貴代美君) 福祉課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えいたします。

補正をお認めいただきその後事務執行して、システムから確実な数値を確認するのに少し時間がかかっているのではないかというところだと思いますが、今回の二つの給付金に限って申し上げれば、国からシステムの改修内容というのが事業者へなかなか下りてこなかつたっていうところもございますが、それは給付金の事業の度にそういったことがございます。

予算をお認めいただいた中で、事業執行ができますので、まず財源を確保した後、事業者との打合せをしながら進めてまいります。

その時に国の内容が事業者にやつと下りてくる頃でして、その国の仕組みを事業者の会社内で開発をかけます。

完成をした後に、それぞれの自治体の中で、自治体ごとに用いられる資料がございますので、その資料をそのシステムの中に入れまして、それからテスト運行ということになります。

こういったことがありますとどうしても時間がかかってきます

ので、今回テスト運行を新たな非課税世帯等については7月26日、調整給付については8月5日にさせていただきましたが、こちらについては順調にシステムの開発をしていただき、森町の実際にあわせた資料を組み込んでみていただいたスケジュール的には順調な動きだったのかなと考えております。

議長 (吉筋 恵治君) 福祉課長。

福祉課長 (小澤貴代美君) 少し漏れていた点がありましたので補足をさせていただきます。

特に今回の新たな非課税世帯等の給付と調整給付につきましては、令和6年度の住民税の課税状況の情報も必要となっていきます。

これについては、税務課で6月に入ってから情報が確定し、システムにいただけるような運びもありましたので、これについてはこの時点を待って、情報が得られたという形もございます。以上です。

議長 (吉筋 恵治君) 他に質疑はありませんか。

6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫君) 6番、岡戸です。

給付事業についてちょっとお伺いします。

一般論的なことになるかもしれませんけれども、今までありましたし、今後またこういった給付事業というのが起こるのかもしれないと思うのですけれども、いろいろなシステムを基に算出して給付するということで、これは申請型ではなく行政側が算出して給付するということですけれども、漏れがあつてもいけないですし、逆に言えば漏れがあった場合は、ちょっと遅れても後から給付すればいいのかなと思うのですけれども、逆の場合もあるのではないかなと思っておりまして、本来給付しなくてもいい人に給付してしまった、給付しそぎてしまったということも全くないわけではないと思うのですけれども、そういった場合、行政側のスタンスとしては給付したものをお返しください

ということになるのか、一般論的な話になりますけども、そういった給付事業の性質的なものについてお伺いします。

議 長

(吉筋 恵治 君) 福祉課長。

福祉課長

(小澤貴代美 君) ただいまの岡戸議員の御質問にお答えいたします。

給付漏れがあったときには確認をして追加給付という形で、重複した場合にはどのようにするのかということかと思いますが、ここまで給付金、今後の給付についても、ほぼ確定の人については確認書というものを送付させていただいて、この給付金の仕組みの条件についてお示しし、もう一度確認をお返しくださいという形にしております。

申請書を出していただく人もございます。これはうちに全ての情報が満たされていないためにお尋ねしますが、こういったところはどうですか、申請されますかという形で、また確認書とは別の書類を送らせていただいて、提出をしていただく中で確認をしていく形になっております。

こういった形でやっておりますので、漏れとか重複がないようには図っております。

ただ、今回の調整給付に限ってでございますが、国がいろいろなところで情報を出してますが、重複して給付を受けることが可能になってしまふ人が幾分いらっしゃるよう出ております。

そういったところについては、返還を求めるものではないと国も示しておりますので、こちらでもそのような取扱いをしていきたいと存じております。以上です。

議 長

(吉筋 恵治 君) 他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤 明孝 君) 佐藤です。

確認の意味でお聞きいたします。

先ほどのこの補正予算の説明の中で町長から、0001、0002につ

いていざれも確認の結果ということで御説明がありました。

この確認というこの言葉については、先ほど福祉課長が言われた令和6年度の納税確定数をもってはっきりとした調査ができるという意味での確認ということなのか、それともう一点は説明の中で6,103人という人数が出てまいりました。

この6,103人という人数の御説明を今一度お願ひしたいと思います。以上、二点をお願いします。

議長（吉筋 恵治君） 福祉課長。

福祉課長（小澤貴代美君） 福祉課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず一点目でございますが、今回の数値の確認をさせていただいたところが令和6年度の税の確定をもってなのかというところでございますが、新たな非課税世帯等の給付については令和6年度の住民税の課税状況をもとに確認をしておりますので、そちらについては町の住民税の令和6年度版を待っての回答でございます。

調整給付につきましても、一部に住民税の所得割額については、町の令和6年度版の住民税の確定を待つてというところでございます。

また、定額減税につきましては、もう一方所得税についてもございます。

これについては町が個人住民税等の算定をする中で様々な税資料がございまして、そちらから導き出した推定値ということになっておりますので、そのように御理解いただければと思います。

またこれをシステム上で処理させていただいた数値として出しております。

あわせて、調整給付で対象者数が6,103人というちょっと細かな刻みの数字になっているということでございますが、これにつきましても、ただいま申し上げたとおり、税の資料等をその他の資料とともにシステムに持ち込みまして処理をした結果というこ

とになります。以上です。

議長 (吉筋惠治君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋惠治君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋惠治君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (吉筋惠治君) 起立全員です。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉筋惠治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年8月森町議会臨時会を閉会します。

(午前 10 時 24 分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和6年8月19日

森町議會議長

会議録署名議員

同 上